基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(単位:千円)

			(単位:十円 <i>)</i>
基金の名称			特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金
基金設置法人名			社会保険診療報酬支払基金
		今回造成額	58, 947, 299
基金の額」		造成完了時に おける残高	152, 679, 162
坐 亚∘万帜	(うち国費 相当額)	今回造成額	58, 947, 299
		造成完了時に おける残高	152, 679, 162
基金事業等の概要			本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「B肝特措法」という。)に基づき、社会保険診療報酬支払基金に基金を造成し、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金等を支給するものである。
基金事業 等を終了 する時期	新規採択の終了予定時期		令和8年度
	採択事業の最終的 な終了予定時期		B肝特措法上規定なし
	基金の解散予定時期		B肝特措法上規定なし
基金事業等の目標			本事業は、裁判所の仲介の下、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講じることにより、感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的としたものであり、定量的な目標値を設定することは困難であるが、引き続き、和解が迅速かつ適正に進むよう真摯に取り組んでいく。
給付対象となる事務又は事業の採択に当 たっての申請方法、申請期限、審査基 準、審査体制			B肝特措法第37条により、社会保険診療報酬支払基金に基金を設置することとされている。
その他の事項			